様式第１－１号

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第６１条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和８年１０月５日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長　　武井　裕之

記

1　入札対象	
（1）件名	電気設備保守点検業務委託
（2）場所	元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）ほか
（3）期間	契約日から令和９年３月１７日まで
（4）概要	ア　目的 本業務は保安規程及び埼玉県流域下水道電気設備標準保守点検実施基準に基づき、電気設備を適正に維持管理するものである。 イ　業務内容 元荒川水循環センター、鴻巣中継ポンプ場、桶川中継ポンプ場の電気設備及び自家発電設備等の保守点検業務一式。
2　落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3　入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4　設計図書等	令和８年１０月　５日（月）　１０時００分から 令和８年１０月２０日（火）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川左岸北部支社　庶務担当
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。 なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。

5　競争参加資格確認申請書の提出	令和８年１０月１４日（水）　１０時００分から 令和８年１０月２０日（火）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川左岸北部支社			
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。			
6　設計図書等に関する質問	令和８年１０月　６日（火）　１０時００分から 令和８年１０月１４日（水）　１６時００分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川左岸北部支社			
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。			
7　質問に対する回答	令和８年１０月１６日（金）　１６時００分まで			
	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。			
8　入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。 (1) 入札日時 令和８年１０月２２日（木）　１４時００分 (2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川左岸北部支社 ３階入札室			
9　入札に参加できる者の形態	単体企業			
10　入札に参加する者に必要な資格				
(1) 建設業の許可	電気工事業			
	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	令和７・８年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「(1)建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 所在地	本店又は主たる営業所	―		
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地については問わない。			
(4) 格付	業種	電気工事業	格付	Ａ級

<table>
<tr><td>(5) 業務実績</td><td>国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約
<table><tr><td>１回の契約金額が２，０００万円以上の下水道終末処理場又は浄水場、若しくは中継ポンプ場における電気設備（特別高圧受変電設備を含むものに限る。）に係る業務委託又は修繕・工事</td></tr><tr><td>契約の締結日にかかわらず、平成２８年４月１日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第１条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に示す業務委託又は修繕・工事を元請けとして完了又は完成させた実績を有すること。
なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員に限ることなく、契約金額出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(6) 現場代理人</td><td>本業務委託は「兼務を認める業務委託」の対象とする。
現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は業務委託着手日については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。</td></tr>
<tr><td>(7) その他の参加資格</td><td>ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
イ　埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第９１条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
エ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
オ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
カ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
キ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
ク　埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得していること。</td></tr>
</table>

	ケ　入札公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
11　最低制限価格	設定する。
12　入札保証金	免除する。
13　支払条件	
部分払	しない。
14　支払方法	完了検査終了後、一括精算
15　現場説明会	開催しない。
16　入札に関する注意事項	
（1）入札の執行	ア　確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。 イ　入札に参加する者の数が１者であっても、入札を執行する。
（2）入札書に記載する金額	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
（3）提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第６－１号）を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
（4）入札回数	ア　再度入札は３回までとする。 イ　初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ　前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。
（5）入札の辞退	執行要領第１６条の規定による。
（6）くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が２者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
（7）入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア　入札者の押印のない入札書による入札 イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ウ　金額の訂正のある入札書による入札 エ　押印された印影が明らかでない入札書による入札 オ　入札に参加する資格のない者がした入札 カ　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札 キ　代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク　他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ　２通以上の入札書を提出した者がした入札、又は２以上の者の代理をした者がした入札 コ　郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

	サ　明らかに談合によると認められる入札 シ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札 ス　虚偽の確認申請書（写）を提出した入札 セ　不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ　その他、公告に示す事項に反した者がした入札
17　その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2) に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。
18　この公告に関する問い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社　荒川左岸北部支社　庶務担当 電話番号　０４８－７２８－２０１１ FAX 番号　０４８－７２８－２０１３